第三百六十二条第一号中「、第二百二十六条第二項若しくは第三項、第二百二十七条第二項若しくは第三項」を削り、「第二百二十八条第二項若しくは第三項」の下に「、第二百四十条の三」を加え、「、第二百九十四条第一項」を削り、同条第二号中「第二百三十一条第一項」の下に「、第二百四十条の二十二第一項」を加え、「、第三百二十一条第一項」を削り、「第三百四十九条第十項」を「第三百四十九条第五項」に改め、同条第三号中「第二百三十一条第一項若しくは第三項」の下に「、第二百四十条の二十二第一項」を加え、「、第三百二十一条第一項」を削り、「第三百四十九条第十項」を「第三百四十九条第五項」に改め、同条第八号中「第二百四十条の二十」を「第三百四十九条第九項」を「第三百四十九条第四項」に改め、同条第十一号中「第二百二十四条」の下に「又は第二百四十条の二十一」を加え、同条第十二号中「又は第二百三十五条第一項」を「、第二百三十五条第一項又は第二百四十条の二十三第一項」に改め、「命令」の下に「（同項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）」を加える。

第三百六十三条第七号中「第二百条第二項」の下に「（第二百四十条の十一において準用する場合を含む。）」を加え、同条第八号中「第二百九条」を「第二百九条第一項」に改め、同条第九号中「第二百二十四条の二第二項」を「第二百四十条の三第二項（第二百四十条の十七又は第三百四十九条第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第十号中「第二百十四条の二第五項」を「第二百十四条の三第五項（第二百四十条の十七又は第二百四十九条第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第十二号を削り、同条第十一号を同条第十二号とし、同条第十号の次に次の一号を加える。

十一　第二百四十条の十五の規定に違反した者

第三百六十三条第十六号中「第三百四十九条第十二項」を「第三百四十九条第七項」に改める。

第三百六十四条中「、協会又は委託者保護基金」を「又は協会」に改め、同条第一号中「、第二百四十二条第一項、第二百九十八条又は第三百二条第一項」を「又は第二百四十二条第一項」に改め、同条第三号中「、第二百六十四条、第三百二十二条又は第三百二十三条の」を「又は第二百六十四条の規定による」に改め、同条第四号を削る。

第三百六十五条中「又は同条各号に掲げる取引と類似の取引」を削る。

第三百六十六条中「第三百二十五条」を「第二百九十八条」に改める。

第三百六十七条第一号中「、第二百七十一条第二項又は第二百九十七条第二項」を「又は第二百七十二条第二項」に改め、同条第四号中「第四項」の下に「（第二百四十条の十一においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」を加え、同条第五号中「（第二号を除く。）」を「若しくは第二百四十条の十三第一項」に改め、同条第六号中「第二百十三条の二第二項」の下に「又は第二百四十条の十三第二項」を加え、同条第七号中「又は第三百四十九条第七項」を削り、「又はこれらの規定」を「若しくは同項」に改め、「者」の下に「又は同条第二項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条第八号中「又は同条」を「若しくは同項」に改め、「者」の下に「又は同条第二項において読み替えて準用する第二百十七条第二項に規定する方法により当該事項を欠いた通知若しくは虚偽の事項の通知をした者」を加え、同条第十一号を削る。

第三百六十八条中「、協会又は委託者保護基金」を「又は協会」に改め、同条第一号中「第百七十条第一項」を「第百七十条第二項」に改め、同条第三号を削る。

第三百六十九条の二、第百九十七条第二号中「又は第百十五条」を「、第百十五条、第百九十七条の二、第百九十八条第一項、第二百四十条の八又は第二百四十条の九第一項」に改め、同条第三号中「若しくは第百九十六条」を「、第百九十六条若しくは第二百四十条の六第一項」に改め、「第百九十五条第二項」の下に「若しくは第二百四十条の六第三項」を加え、同条第四号中「第百九十八条第二項」の下に「又は第二百十条の九第二項」を加え、「同条第一項」を「第百九十八条第一項若しくは第二百四十条の九第一項」に、「これ」を「これら」に改め、同条第五号中「又は第二百九十九条第四項」を「（第二百四十条の十一において準用する場合を含む。）、第二百四十条の七第一項又は第二百七十六条第四項」に改め、同条第六号中「受託契約を」を「商品市場における取引等の受託を内容とする契約を」に改め、同条第七号中「第二百三十一条第二項」の下に「又は第二百四十条の二十二第二項」を加え、同条第八号中「第三百四十九条第二項」を「第三百四十九条第一項若しくは第九項」に改め、同条第十二号とし、同条第七号の次に次の四号を加える。

八　第二百七十九条第一項又は第二項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

九　第三百二条第二項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をした者

十　第三百二十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をした者

十一　第三百二十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三百七十条第三号中「第二百六条第三項」の下に「（第二百四十条の十一において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号中「第百七十条第二項、第二百五十条第三項前段又は第二百九十六条」を「第百七十条第三項又は第二百五十条第三項前段」に改める。

第三百七十一条第一項第四号中「第十号」の下に「、第十一号」を加え、同項第五号中「第五号まで」を「第七号まで」に改め、「第十号」の下に「、第十一号」を加え、「並びに第三百六十七条から前条まで」を「、第三百六十七条、第三百六十八条、第三百六十九条（第八号、第十号及び第十一号を除く。）、第三百七十条（第七号を除く。）並びに前条」に改める。

第三百七十三条第一号を削り、同条第二号中「第二百二十条の三」の下に「又は第二百四十条の十九」を加え、同号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とする。

第三百七十四条中「、委託者保護会員制法人の役員若しくは清算人」を削り、同条第七号中「第二百六条第四項」の下に「（第二百四十条の十一において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十七号から第二十一号までを次のように改める。

十七　第二百七十五条第二項又は第三百二十条の規定に違反したとき。

十八　第六章の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

十九　第二百八十三条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二十　第二百八十六条第五項又は第三百二十三条の規定による命令に違反したとき。

二十一　第三百条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第三百七十四条に次の四号を加える。

二十二　第三百三条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十三　第三百十八条第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

二十四　第三百十九条の規定に違反して経理をしたとき。

二十五　第三百二十七条の規定に違反して、委託者保護基金の残余財産を処分したとき。

第三百七十五条第一号中「第二百一条第二項」の下に「（第二百四十条の十一において準用する場合を含む。）」を、「第二百二十九条」の下に「、第二百四十条の二十五」を加え、「第二百九十五条第二項」を「第二百八十条第二項」に改め、「第二百四条第三項」の下に「（第二百四十条の十一において準用する場合を含む。）」を、「第二百六条第六項」の下に「、第二百四十条の二十五」を加え、同条第二号中「商品市場における取引」を「商品デリバティブ取引」に改める。

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第四条　商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条」を「第二十八条の二」に改める。

第二条第一項第一号中「商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第四項」を「商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第一項」に、「同条第五項」を「同条第二項」に、「同法第二条第八項に規定する先物取引（同条第九項に規定する商品市場に相当する外国の市場において行われる取引であって、同条第八項に規定する先物取引に類するもの」を「同法第二条第三項に規定する先物取引（同条第十三項に規定する外国商品市場取引」に改め、同条第二項中「商品取引所法第二条第八項第一号」を「商品先物取引法第二条第三項第一号」に改める。